

○補助事業、補助率等

(岡山県産日本酒世界進出支援事業費補助金交付要綱 第4条第1項関係)

補助事業	補助率及び補助金額	補助限度額
海外展示会等への出展	補助率 2分の1以内 補助対象経費 補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満の端数切捨）	補助限度額 300千円
国際コンペティションへの出品		
テストマーケティングの実施		
その他の事業で知事が必要と認めるもの		

○補助対象経費（岡山県産日本酒世界進出支援事業費補助金交付要綱 第4条第2項関係）

区分	補助対象経費の内容
海外渡航費	海外展示会等出展料の負担を伴う役職員の出張に係る旅費のうち航空賃及び宿泊費（2名を上限とする。）
展示会等出展費	海外展示会等への出展料（会場使用料）、什器費、会場装飾費、展示物等輸送費（倉庫保管料及び保険料を含む。）
国際コンペティション出品経費	国際コンペティションへの出品料、輸送料
広報費	展示会等への出展に係るパンフレット・チラシ等作成費 デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費
通訳・翻訳費	事業の実施に必要な通訳費、上記広報に係る翻訳費
委託・外注費	テストマーケティングなど自ら実行することが困難な業務に係る委託・外注費
その他の経費	上記に該当しない経費であって、事業を実施する上で必要と認められるもの（対象の可否を事前に県に確認したものに限る。）
<p>1 第6条第1項の規定により補助金の交付申請を行う年度の4月1日から2月10日までの期間内に実施され、かつ当該期間内に納品、支払等が完了した経費に限る。 （ただし、令和8年度における第4条第2項に規定する補助対象経費は、令和8年4月7日から2月10日までの期間に同条第1項に規定する補助事業が実施され、かつ当該期間内に納品、支払等が完了したものに限る。）</p> <p>2 本事業に係る経費として明確に区分できるものであり、請求書、領収書、契約書その他支出内容及び金額を確認できる書類により確認できるものに限る。</p>	